

「不利益処分」基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	排水設備の設置命令	
根拠条例等・条項	堺市下水道条例 第8条の2	
所 管 課	サービス推進部 給排水設備課	
処 分 基 準 (処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由)	<p>(排水設備の設置命令)</p> <p>第8条の2 管理者は、法第10条第1項の規定による排水設備の設置義務を履行しない者に対し、法第38条第1項の規定により遅滞なく当該設備を設置するよう命ずることができる。</p>	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	聴 聞
	(聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)	
	個別例規により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠例規及び条項	